

令和2年度第18回定例会

八王子市教育委員会議事録（公開）

日	時	令和3年2月9日（火）	午後5時
場	所	八王子市役所 事務棟8階	801会議室

第 1 8 回定例会議事日程

- 1 日 時 令和 3 年 2 月 9 日 (火) 午後 5 時
- 2 場 所 八王子市役所 事務棟 8 階 8 0 1 会議室
- 3 会議に付すべき事件
第 1 第 8 9 号議案 八王子市立学校教職員人事の内申について
- 4 協議事項
 - ・市立小・中・義務教育学校における水泳指導について (学校教育政策課)
 - ・令和 2 年度 (2 0 2 0 年度) 教育課程の取組状況及び令和 3 年度 (2 0 2 1 年度) 教育課程の方向性について (指導課)
 - ・市立小・中・義務教育学校におけるいじめの認知及びその後の対応について (指導課)
- 5 報告事項
 - ・令和 2 年度東京都教育委員会表彰 (健康づくり功労) の被表彰校の決定について (保健給食課)
 - ・令和 2 年度全国健康づくり推進学校表彰の被表彰校の決定について (保健給食課)
 - ・令和 2 年度文部科学大臣表彰 (学校保健及び学校安全表彰) の被表彰校の決定について (保健給食課)
 - ・市立小学校児童に係る事故への対応状況について (指導課)
 - ・高齢者叙勲の受章について (教職員課)
 - ・高齢者叙勲の受章について (教職員課)

出席者

教 育 長

安 間 英 潮

教育長職務代理者

笠 原 麻 里

委 員

柴 田 彩 千 子

委員
委員

伊東哲
川島弘嗣

教育委員会事務局出席者

学校教育部長
学校教育部指導担当部長
学校施設整備担当部長
学校給食施設整備担当課長
教育総務課長
学校教育政策課長
学校複合施設整備課長
教育総務課長
保健給食課長
教育支援課長
指導課長
教職員課長
統括指導主事
統括指導主事
生涯学習スポーツ部長
生涯学習政策課長
入水-少振興課長兼入水-少施設管理課長
図書館部長
指導課指導主事
教育総務課主査
教育総務課主任
教育総務課主事
教育総務課会計年度任用職員

設樂恵
斉藤郁央
八木忠史
小林順一
渡邊聡
橋本盛重
高橋健司
松土和広
田倉洋一
山田光
大日向由紀子
溝部和祐
野村洋介
上野和広
音村昭人
福島義文
清水秀樹
小峰修司
鈴木和宏
長井優治
堀口慎矢
池上光
古瀬村温美

【午後5時 開会】

安間教育長 大変お待たせいたしました。本日の出席は5名でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより、令和2年度第18回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名をいたします。

本日の議事録署名委員は、伊東哲委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

本定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、教育委員会事務局管理職の出席につきまして、部長職及び一部の管理職に限定する対応とさせていただきますので、御理解いただきますよう、お願いいたします。

なお、本日の議事でございますが、会議時間の短縮のため、報告事項「令和2年度東京都教育委員会表彰（健康づくり功労）の被表彰校の決定について」、「令和2年度全国健康づくり推進学校表彰の被表彰校の決定について」、また「令和2年度文部科学大臣表彰（学校保健及び学校安全表彰）の被表彰校の決定について」及び「高齢者叙勲の受章について」は、資料配付のみの報告といたしたいと思っております。

また、第89号議案については人事に関する案件であるため、協議事項「市立小・中・義務教育学校における水泳指導について」は、いまだ意思形成過程のため、報告事項「市立小学校児童に係る事故への対応状況について」は、審議内容が個人情報に及ぶため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項及び第8項の規定により、非公開といたしたいと思っておりますが、それぞれについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

安間教育長 それでは、議事を進行いたします。

協議事項となります。「令和2年度（2020年度）教育課程の取組状況及び令和3年度（2021年度）教育課程の方向性について」を議題に供します。

本件について、指導課から説明願います。

野村統括指導主事 それでは、令和2年度（2020年度）教育課程の取組状況及び

令和3年度(2021年度)教育課程の方向性について、御協議をお願いいたします。

取組状況及び方向性の詳細につきましては、大野木指導主事、木村指導主事より御説明いたします。

大野木指導課指導主事　これより、「令和2年度の教育課程実施状況についての報告及び令和3年度の教育課程の新たな取組について」を私より、続いて、「GIGAスクール構想について」、指導主事木村より御説明いたします。

初めに、スライドを御覧ください。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による臨時休業期間中、子どもたちの学びを止めず、学びを保障するための取組を各学校で行ってまいりました。こちらは各学校のホームページで公開した子どもの応援ページの内容です。各学校は、課題や動画、メッセージなどを随時更新しながら、子どもたちとのつながりを大切にしてきました。

こちらは、教員が発信した課題の一部です。家庭でも子どもたちが取り組みやすい工夫やメッセージが示されています。

こちらは、5月下旬、小学校及び義務教育学校6年生と中学校3年生、及び義務教育学校9年生が先行して行った少人数指導の様子です。令和2年度に卒業を迎えるこの学年に関しては、学習指導要領の全ての内容を履修する必要があるため、少人数指導を先行実施いたしました。

6月から全小・中・義務教育学校において教育活動が再開されました。最初は、分散登校という形で少人数での授業からスタートしていきました。子どもたちは、久しぶりの友達との再会や先生との授業に戸惑いもあるようでしたが、とてもうれしそうな様子を見せてくれました。

こちらの写真は、密を防ぐため、広い家庭科室に机や椅子を移動して少人数授業をしている様子です。

6月から給食もスタートしました。感染を避けるためのさまざまな工夫をしながら、子どもたちは美味しそうに食べていました。

夏からは、順次、教員研修も開始しました。研修の形も動画配信やオンラインなど、これまでにない形の実施方法を取り入れながら可能な限り行ってまいりました。

こちらは、初任者等研修の様子です。密を防ぐため、小・中に分けて行いました。

2学期からは学校行事もスタートしていきました。こちらは中学校の修学旅行の様子です。さまざまな感染予防を講じながら実施することを、保護者へも理解していただきました。子どもたちはかけがえない思い出をつくることができました。

こちらは、小学校の日光移動教室の様子です。例年、夏季休業日及びその前後に実施している学校がほとんどなのですが、今年度は延期して実施した学校も多くあり、最後の学校は12月の実施となりました。

こちらは小学校の運動会の様子です。各学校で実施方法はさまざまではありましたが、どの学校も子どもたちの頑張りが成果として現れるような工夫をしてきました。密を防ぐために、保護者観覧を入替制にしたり、オンラインでの観戦を取り入れたりするなどさまざまでした。

こちらは中学校の体育祭の様子です。競技数を減らした学校が多かったのですが、子どもたちは、昨年までと変わらず、チームワークを発揮しながら精いっぱい取り組みました。

こちらはエスフォルタアリーナで行った市長杯バドミントン大会の様子です。部活動の大会が軒並み中止になっている中、市独自の市長杯を開催し、多くの3年生が参加しました。文化部も芸能祭に多くの部が出演し、日頃の成果を発表しました。

こちらは、オリンパスホールで行われた中学校の音楽祭の様子です。合唱の練習も、感染を防止するため、例年と同じような方法での実施はできませんでしたが、息の合ったすばらしい合唱に涙ぐむ保護者も多くいました。

こちらは、小学校の学芸会の様子です。コロナだからできないのではなく、子どもたちが楽しみにしていた学校行事を、どのような形だったらできるのか、各学校の教員が知恵を出し合い、実施に向けて取り組みました。

こちらは、小学校の展覧会の様子です。保護者の鑑賞時間をあらかじめ指定し、密にならないような対策を取っています。

こちらは、小学校の音楽会の様子です。

ここまで学校行事などさまざまな取組を報告させていただきましたが、コロナの影響を受けても、各学校はさまざまな工夫をしながら子どもたちの活躍の場をつくり、学びを保障する手だてを講じてきました。

こちらは、このコロナの影響を学びに変えようとする取組です。総合的な学習の時間において、「コロナと私」というテーマで調べ学習をし、プレゼンテーションを行っている様子です。この状況下を共に乗り越え、生き抜いていくために、今、自分たちができることは何かを考える、そのような取組です。

こちらは、9月、コロナの濃厚接触者が多く特定されたことを受け、やむを得ず臨時休業となった学校で、オンラインでのライブ配信授業を行っている様子です。あらかじめ7月中に全児童・生徒4万人分のアカウントを各学校へ配付し、双方向通信によるオンライン授業が可能な体制を整備してきました。今後も、子どもたちの学びを絶対に止めないという強い意志のもと、学校への指導、助言を行ってまいります。

続きまして、別紙1を御覧ください。

令和2年度はコロナの影響を大きく受けた1年ではありましたが、今年度も市内全ての子どもたちが中学校を卒業する際に身につけておくべき基礎的、基本的な知識及び技能を確実に習得させることが大切であるという認識の下、教科書例題レベルの問題を習得目標問題と定め、習得させる取組及び授業改善を続けてまいりました。

ここでは市立学校の具体的な取組を紹介します。

初めに、市立緑が丘小学校の取組です。

1点目は、1年生から4年生の習得目標値未達の児童を対象に、基礎学力の向上を図るための朝学習「緑が丘タイム」を行ってきました。また、授業の前後の振り返りの時間には、八王子ベーシック・ドリルを活用し、既習内容のさらなる定着を図りました。

2点目は、5・6年生の全児童を対象に、毎月1回、金曜日6校時に基礎学力の向上を図るための補習「みどりっこ算数道場」を行ってきました。各学年を習熟度別の3つのコースに分け、全教員が各コースの指導にあたりました。また、1年生から4年生、同様に朝学習「緑が丘タイム」を算数の日として設定し、学習内容のさらなる定着を図りました。

3点目は、「東京ベーシック・ドリル」の診断テストを基に、児童一人ひとりが苦手とする単元を把握し、復習問題を中心に取り組むことで基礎学力の確実な定着

と向上を図りました。

次に、市立長房中学校の取組です。

1点目は、全学年、週に1回「放課後学習教室」を設け、該当学年の内容及び前学年までの内容を中心に数学や英語の復習を行う時間を確保しました。対象者については、定期考査の結果を分析した上で教員が選び、個別に声をかけました。毎回、各学年から10名程度が参加しました。

なお、教員が声をかけた生徒以外にも、自主的に参加希望を申し出て参加した生徒が20名くらいいました。指導は、アシスタントティーチャーを含む複数の教員で対応しました。

2点目は、休み時間に習得目標値未満の生徒への補充指導を実施しました。その上で、テスト等の再チャレンジの機会をつくり、学習意欲を高めるような配慮をしました。

3点目は、定期考査前の一定期間を活用して、基礎的、基本的な問題の反復練習などの補習学習を行いました。

次に、市立加住小中学校の取組です。

1点目は、全学年において「復習タイム」を隔週で実施しました。全教員が指導にあたり、八王子ベーシック・ドリル及び東京ベーシック・ドリルを活用して、教科書例題レベルの問題を中心に振り返りを行いました。

2点目は、算数、数学の基礎的、基本的な内容を身につけるために、学年を遡って復習をする「算数道場」を夏季休業期間中に実施しました。令和2年度は総計8回実施し、各学年に複数教員が入り指導にあたりました。

以上が具体的な取組でございます。

では、実際に子どもたちの学力がコロナの影響を大きく受けているのかという点でございますが、右下の表を御覧ください。こちらは、今年度の9月、中学校第1学年及び義務教育学校第7学年が実施した八王子市学力定着度調査の結果と、昨年度の5月、中学校第1学年が実施した調査の結果を比較したものです。

数値は、習得目標問題の誤答生徒数について、全体に対しての割合をお示ししてありますが、それぞれ矢印のあとの数値が調査後、課題に応じた学習指導を実施し、基礎学力の定着を図るため実施した習得目標問題確認テストの結果です。

昨年度と今年度を比較すると、今年度は誤答生徒数が大幅に減っています。これは、実施時期を9月に延期したことが要因の一つだと考えます。今回は、数学の結果だけではありませんが、結果から言えるのは、新型コロナウイルス感染症拡大による臨時休業の学力面での影響が心配されましたが、先ほど御報告した学校のように、どの学校も学習を取り戻す取組や学力向上に向けての取組を継続してきたことで、学力における影響は少なかったと見ております。

今後も、習得目標問題や東京ベーシック・ドリル、八王子ベーシック・ドリル等の活用により、基礎的、基本的な知識及び技能を確実に習得させる取組はもちろんのこと、日々の授業改善取組を続けてまいります。

続いて、別紙2を御覧ください。

令和3年度（2021年度）の教育課程の方向性について御説明します。

令和2年度のさまざまな対応を踏まえ、令和3年度教育課程編成につきまして、従来実施していた教育活動を改めて見直し、時期を変更したり、厳選したりするなど、子どもたちにとって、より効果的な取組を推進していきます。

資料上段の新たに位置づける取組について御説明します。

1点目は、GIGAスクール構想に関連した取組です。こちらの取組に関してはこの後、担当から御説明させていただきます。

2点目は、学力向上の取組についてです。

現状として、国の調査が思考力・判断力・表現力等を問う問題が中心で、都は、来年度意識調査のみの実施となっております。そこで、本市としては、児童・生徒の基礎学力を図る調査をして、習得目標問題に特化した「八王子市学力向上を図るための調査」を小学校第4学年から中学校第3学年、義務教育学校の第4学年から第9学年で実施をします。

実施方法としましては、9月に1回目の調査を実施し、結果を各学校が分析をします。その後、東京ベーシック・ドリルや八王子ベーシック・ドリル、または1人1台の学習用端末を用いたドリル型学習コンテンツなどを活用し、課題に応じた学習指導を行います。その上で、1月頃に2回目の調査を実施し、習得目標問題がどの程度身についたのかを確認していきます。

3点目は、郷土学習の計画的な取組についてです。

本市が申請した「霊気満山 高尾山～人々の祈りが紡ぐ桑都物語～」が日本遺産のストーリーとして認定されたことを受け、子どもたちが八王子市民として身近な郷土学習を通して、地域への愛着等を深めていくことができるような取組をしていきます。

具体的には、全ての学校、学年で各教科や総合的な学習の時間等において「郷土学習」を年間指導計画に位置づけ、実施をしていきます。

なお、資料下段には、教育課程に位置づける主な内容について、具体的に各学校へ示したことを記載しております。

続きまして、G I G Aスクール構想について、指導主事木村より御説明させていただきます。

木村指導課指導主事 昨年の9月2日及び10月14日の定例会で八王子市版G I G Aスクール構想のスケジュールや構想部等について説明いたしました。本日は、これまでの取組と今後の方向性について説明いたします。

別紙3を御覧ください。

今年度、G I G Aスクール構想の前倒しに合わせて、新型コロナウイルスへの対応としてさまざまな取組を行ってまいりました。動画配信サービス、Web会議ツールの導入、家庭への学習用端末やモバイルWi-Fiルーターの貸与、授業支援ツールやドリル型学習コンテンツの試験運用は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、児童・生徒が授業を受けることが困難となった場面でも、学校と家庭でつながって状況を把握し、支援することや学びを進めることに役立ってきました。そして、10月からは、G I G Aスクール構想の実現へ向けた動きが加速し、学校のICT環境整備と情報の発信が始まりました。

ここからは、前回の定例会以降に行った取組について説明いたします。スライドを御覧ください。

1点目は、G I G Aスクール説明会です。

10月下旬に学校向け及び家庭向けのG I G Aスクール説明会を動画配信にて実施いたしました。学校向けについては、市立学校の全ての教員が視聴いたしました。また、家庭向けについては、学校向けの内容を抜粋して配信いたしました。

2点目は、ICT活用の手引きです。

八王子市版 G I G A スクール構想や端末の設定、運用ルール、そして情報の取扱い等についてまとめた I C T 活用の手引きを学校へ送付しました。掲載内容については、全教員向けに実施した I C T 活用技能調査に合わせて行ったアンケートの回答内容を盛り込み、情報教育推進委員会において検討して作成いたしました。今後は、実際に使い始めた学校から寄せられた意見を踏まえた内容を追加し、第 2 版を発行する予定です。

また、保護者版については、今後、学校ホームページ等を通じて配信する予定です。

3 点目は、I C T 活用実践事例集です。

令和 2 年 1 0 月 2 0 日の小中校長連絡会にて、1 人 1 台の学習用端末活用のイメージを A 3 版 1 枚にまとめた「I C T を活用した授業の例」を配付しました。それをさらに具体的にしたものが「I C T 活用実践事例集」です。第 1 版では、どの教員でも導入できるような汎用性の高い事例を中心に募集し、約 6 0 点の事例が集まりました。本事例集は令和 3 年度に第 2 版を作成し、市内の教職員がいつでも使えるよう、検索できる形でデータで提供する予定です。

4 点目は、導入時研修の実施です。

導入するサービス「G Suite For Education」を提供するグーグル社と連携し、市内全校の代表の教員が受講する形で導入時の研修を行いました。代表の教員は自校で還元研修を行うこととし、全ての教職員が基本的な操作を学ぶことができるようにしました。併せて指導課で作成した基本操作資料を提供し、さまざまな形で活用できるようにしました。この研修を踏まえ、1 月からは 3 校が先行導入校として端末の利用を開始いたしました。

ここからは、今後の予定について御説明します。

別紙 3 を御覧ください。

本年度中に全校へ、児童・生徒 1 人 1 台の学習用端末、教職員にも 1 人 1 台の指導者用端末が配付される見込みであることから、今後の焦点は、端末を活用できる体制作りとなります。令和 3 年度のテーマは、「情報の共有と端末活用の日常化による 1 人 1 台端末活用の活性化」です。

令和 3 年度に行う内容についてお伝えします。

1 点目は、教員研修です。

1 1 月に実施した I C T 活用技能調査の結果を分析し、本市の教職員の I C T 活用についての傾向が把握できました。8 割程度の教職員はファイルの操作等パソコンの基本的な使い方が分かる一方で、一部できると答えた教員も 2 割程度いること。写真や動画の編集といった操作になると、できると答えた教職員が半数程度になることが分かりました。これを踏まえ、令和 3 年度は対面とオンラインを合わせた教員向けの「I C T 活用指導力向上研修」を行う計画です。

研修は、基礎、発展、応用の 3 段階とし、教職員が自分の状況に合わせて受講することができるようにするとともに、研修動画については、いつでも視聴して振り返れるようにいたします。

2 点目は、全校での I C T 活用に関する校内研究です。

令和 3 年度の教育課程には、全校で「I C T の活用に関する校内研究及び研修の実施」について盛り込まれております。全ての教職員が同時に研究を進め、その情報を各校が発信することで市内の I C T 活用を活性化させてまいります。

3 点目は、情報の共有です。

提供するサービスの内容や実践は日々進歩するため、そのスピードに合わせて情報を共有できるように、G S u i t e F o r E d u c a t i o n のサービス上に情報交流の場を作成いたしました。どの教員も新しい実践を発信し、他の教員の実践を学校の枠を超えて参照することができるようになります。このことに合わせて、指導課からも最新の情報を提供し、I C T 活用の大きな流れを作ってまいります。

4 点目は、人的支援についてです。

学校への支援体制として、令和 3 年度は I C T 支援員を増員する予定です。また、技術的な相談や研修が直接行えるようにすることで、教職員が行いたい実践をサポートしてまいります。

八王子市の多くの学校の知恵を集結し、全市で一体となって 1 人 1 台端末の活用を活性化させることで、未来を担うはちおうじっ子の力を伸ばす教育を進めてまいります。

以上のことについて御協議をお願いいたします。

安間教育長 只今、指導課からの説明は終わりました。

本件について、御質疑ございませんか。

伊東委員 大変御丁寧な御説明でありありがとうございました。

特に今年度の各校の取組状況を拝見させていただきまして、コロナの中でもこうしてしっかりとした取組ができているということが非常に良かったと思ってございます。

それで、今日の御提案が令和3年度の教育課程の方向性という大変大きなタイトルなので、私も大きな観点から質問などをさせていただきたいと思います。

学力向上についてお伺いしたいのですが、本市が考えている学力向上という学力とは、一体何をもって定義しているのか、その辺りについてお伺いしたいのですけれども。

野村統括指導主事 本市の一番大きな目的といたしましては、子どもたちが将来社会に出た時に、最低限の必要な知識、技能については、絶対に義務教育段階で身につけさせるという認識のもと、今、学力向上に向けて進めております。ですので、子どもたちが将来に出て困らない最低限の力を身につけさせたい、そういう意味での学力向上という形で取り組んでいるところでございます。

伊東委員 おっしゃることはよく分かっているのですけれども、この令和2年度、それから令和3年度、これは教育課程の改変期で、10年に1度の学習指導要領が全面実施される年ですね。新しい学習指導要領、以前からもそうですけれども、学力というのは知識、技能だけで捉えるものでは、やはりないと思うのです。思考力、表現力、判断力とか学びに向かう力とか、こういったところをバランス良くやっていくということが必要かと思うのですけれども、その辺りについて、今回の御提案は何かここでお示しをされている以外に、その辺りの取組、教育課程の改変期なので、しつこく質問したいのですけれども、この辺りはどうなのでしょう。

野村統括指導主事 教育課程の改変期にあたりましては、本市では、新教育課程検討委員会という形で、全ての教科において本市の中で関連ある教科の先生方に入らせていただきまして、それで「はちおうじっ子の学びの活用資料」というもので、思考力、判断力、表現力等をいかにして育てればいいのかという冊子を、もう既に作って、市内の全先生方に配付しているところでございます。

委員がおっしゃるように、当然そちらの部分については大事だということを認識しておりますので、全ての教科においてそういう資料を作成し、各学校に配付し、活用しているところでございます。

以上でございます。

伊東委員　　そういった実績があるのでしたら、ぜひこの教育課程の方向性の中にその辺をやはり明記していただきたいと思うのです。

一見すると学力向上の取組は調査をやるという形にしか見えないのですけれども、やはり学力向上というのは、日々の授業改善であるとかで、調査というのはエビデンスをはかるということですね。学力がどの程度向上したかということで、学力調査をやれば学力が上がるというだけではないと思うのですね。この辺りについて、今年度から特に全面実施になっている学習評価の問題もあるので、指導と評価の一体化といったこの辺り、大きな部分なので、ぜひこの辺りについて教育課程の方向性の中に入れていただきたいのですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

福島指導課指導主事　　小学校はもうこの4月から始まっているのですが、中学校においては来4月から、教育課程の編成としても3つの柱、3つの観点に変わるというところは大変大きく捉えています。

先ほど、野村統括指導主事からもありましたが、新教育検討委員会ということで、実は、校長先生方何名かに協力していただきまして、2学期にかけて、指導課とこの教育課程の中学校についても検討を重ねてまいりました。

実は、思考力、判断力、表現力等の育成の基になる部分というのは、やはり知識及び技能にあたる部分ですので、そちらについては、やはり子どもたちの学力をはかるという意味で、市の学力調査として小学校4年生から中学校3年生までの6学年についてのテストを実施いたします。

ただし、そこから気づいたことを、やはり授業の改善として思考力、判断力、表現力等に、やはり子どもたちの活動として1回はそれを評価するといった部分が第2観点到今回はあたる部分なのです。

実は、私たちはそれを実現するために、今回のGIGAスクール構想がやはり大きなポイントになると思っています。今までの授業スタイルでいいかどうかも含めて、学校の先生たちできちんと確認をしていただくという意味も込めまして、

実は、先日1月に教務主任研修会を、この状況下の中、オンラインではありましたが、先生方に研修をいたしております。

先生方は、この2月、3月にかけて、学校内で話し合っていたものを3月末にもう一度教育委員会のほうに、来4月からどのような形で行うのかということ報告させる予定にしておりますので、教育委員会としては、そちらのほうで今、詰めているところでございます。

私からは、以上です。

伊東委員　　ということは、教育課程の方向性の中には、それは入れないということですか。

福島指導課指導主事　　教育課程の今回の第1表から3表のところに、学校としての姿勢を述べる部分があるのですけれども、そこに書いてある学校は大変多いです。

伊東委員　　いやいや、そういうことを言っているのではなくて、市として教育課程の方向性というのを考えた時に、学習指導要領が改定される、それから、評価観も変わる、学習指導要領と学習評価が一体化されて、指導と評価が一体化ということが図られるこの時期に、学力向上の取組が学力調査だけのお話でいいのかどうかということを私は言いたかったのです。

野村統括指導主事　　当然、学力調査のみではないと、こちらのほうは認識しております。全てのところにおいて3観点全てを網羅していかなければいけないということになっております。今回、ここに出させていただいたのは、新しい学力向上のための市の学力調査に特化したもので書かせていただきまして、それ以外の部分がこちらには記載してありませんが、当然、思考力、判断力、表現力等の育成、指導、評価の一体化ということも合わせて、各学校のほうにはこちらのほうも図っていけるように指導していきたいと考えているところでございます。

伊東委員　　しつこくて申し訳ないのですけれども、やはり学力向上の取組の基本は授業改善だと思うのです。その授業改善の取組をしっかりと学力向上の取組の中に明記していただきたいということは、質問、後でまたお話しはしますけれども、私はそこを入れていただきたいということです。

安間教育長　　他に御質疑ございませんか。

柴田委員　　御丁寧な御説明をいただきまして、今年度の取組、そして来年度に向けた方

向性というものが分かりました。ありがとうございます。

学力の向上と、それから郷土学習という部分につきましてお伺いしたいのですが、基礎学力をはかる調査、先ほど伊東先生からも御指摘がありましたけれども、この調査によって苦手な問題を克服する子どもが増えたということが顕著となって、個に応じた、学年を遡ってしっかり一人ひとりを見た学習が進んでいる、ということについては本当に良かったと思っています。

これは算数だけですけれども、例えば、漢字とか英単語とか、トレーニングすれば何とかなるようなそういうものに関しても、このような個別な指導というのは行っているのでしょうか。これが一点目です。

それから、2つ目の質問としましては、郷土学習につきまして、日本遺産を素材とした学習の点から推進していくということですが、この郷土学習によって子どもたちが自分たちの地域をより深く知って、隣接を知って、そして、それを他の地域にも発信していくような表現力を培うということで、これは格好の学習素材になるのではないかと考えます。

そこで、こちらの別紙の2にありますとおり、指導課より、日本遺産という目録、これは実際どのような指導の仕方をするのかということや、この方向性であるとか、つまり、プランなども指導課で考えたものを現場で実施するのかどうか。そのプラン自体を子どもたちが考える余地があるのかどうか、そういったところをお伺いしたいと思います。

大野木指導課指導主事　まず、1点目の漢字等の振り返りというところですが、今回、こちらには数学の結果をお示しをさせていただいたのですが、同様に、今回、先日の2月2日に小学校の5年生と、それから中学校も、中学校は外国語なのですが、行っております。こちらのほうで、また習得目標問題というのはこういう問題だということをご示しして、各学校のほうには取り組むようには伝えております。

実際に9月にも中学校は国語を実施しておりますが、こちらの習得目標問題確認テストのほうは国語は行っておりませんが、習得目標問題に関しては、各学校に示しておりますので、各学校のほうで取り組むというところで周知はしております。

もう1点の郷土学習の点についてですが、今、令和3年度の教育課程の受理を進

めているところでございます。各学校のほうからさまざまな具体的な案というか、このような形で郷土学習を取り組んでいくということが書かれているのですが、地域学習というところを主に、例えば、本当に高尾山のこともそうですが、この地域の、例えば、織物組合のこととか、地区でまた違ってくるとは思うのですが、地域の方々に来ていただいて、その方のお話を聞きながらインタビューをしたりとか、それを自分として探究的な学習という形で子どもたちが取り組み、それを、まずは身近な自分の教室、友達の前で発表したりとかというところで、今まで自分も分かっていなかったその地域のことを自分できちんと言葉で説明できるという、そういう活動をしている学校も非常に多く上がっております。

なので、そういう活動を通して、地域の1人として子どもたちが地域学習というものを深めていけるようにというところで取り組んでいきたいと考えております。

柴田委員 御回答ありがとうございました。

1点目の質問に関しましては、もう少し深く伺いたいのですがけれども、日本遺産へのアプローチの仕方というのは、学校によって、それぞれ日本遺産の中の構成要素の何に取り組むかというのは地域によって全く違うものになってくると思いますし、また、子どもがどういうところに興味、関心を示すかということなども、やはり各教科の学習とは違って、子どもの自発性とか興味、関心、地域に向けるまなざしとか、そういったものを細かく吸い上げていただいて、このような学習というものが良いのではないかと思います。

それで、指導課からモデルプランを示すというところで、その示し方がとても重要になってくると思いますので、その辺りを工夫していただければと思います。

大野木指導課指導主事 先ほど委員からお話のありました指導課が示すモデルプランにつきましては、教育課程の説明会の後に指導課のほうからお示しをさせていただいております。本当に委員がおっしゃるように、その地域によって素材とか教材というのは違ってくるところもありますが、授業の進め方としてこういう形があるよということで、学年ごとのモデルプランをお示ししているところでございます。

大日向指導課長 この日本遺産の指導例について、子どもたちにより分かりやすくというところで、まず、導入段階で今、大学生向けにデジタルコンテンツを募集しております、それをまずタブレットで子どもたちに見せて、興味を引くというよう

な形で進めていきたいと考えております。

安間教育長 他に御質疑ございませんか。

川島委員 私も習得目標確認テストのことでお聞きしたいのですが、例年ですと5月に行っていたのが9月になったことによって、習得の誤答率が低かったというようなお話がありました。そうすると、例えば、12月、1月に行ったところの誤答率も減少するが、傾向として減っているとの説明ですが、ものすごく顕著に減っているので、これというのはその整合性が取れないと思うのです。

当然、子どもたちの努力だったり、御家庭の御協力というのはすごく大きかったと思うのですけれども、ただ、そうはいても、どうしてもこれというのは難易度によって大分ブレがあるかと思うので、こここのところの難易度というか、それを指標に加えたような評価の仕方も考えなければ、本当に習得できたのかどうかという判断にならないと思うのですね。そのところを、今どうお考えになっているのかということをお聞きしたいのが1点です。

あともう1点は、郷土学習のところですが、具体的な取組の中で調査活動等、例えば、長期休業中にやるというようなお話がありました。私が実際に、八王子で中学生の時に、例えば、歴史の授業、郊外に出て畑を掘って土器を探したりと、このことを実際にやっていたのですね。印象深く、すごく記憶に残っていて新鮮な感じだったのです。せっかく八王子が今回、日本遺産に認定されて、身の回りにそういう機会がいっぱいありますので、何か体験型の学習といいますか、そういうのをもし考えているのであれば、お教えいただきたいなと思います。

あと、GIGAスクール構想、これは3点目なのですが、GIGAスクール構想のところ、今、導入時の研修が始まって、これから、さらに研修が増えてくるとい話ですが、例えば、現場のほうから、こういうような研修をしてもらいたいという要望というのは、実際に上がってきているのかどうか。また、それに対して対応できるのかどうかというのを教えていただきたいと思います。

その3点、お願いします。

野村統括指導主事 まず、1点目の難易度のところにつきましては、あくまでも教科書の例題レベルということで、毎年同じような形の問題を出して、それを基に比較をしているところがございます。

それを、今までは国、それから都の問題の中からそれらの問題を抽出して習得目標問題という形で各学校に示し、それがどれだけ解けているかというふうな形で取り組んできたところでございます。

そうすると、やはり国と都と市の調査でやっぱり多少ばらつきが問題によってあったところを、今回、来年度からはそれを全部市で行うということで、各4年生から中学校3年生まで義務教育学習年度まで、系統立てた教科書例題レベルの問題が学年ごとでどれだけできて、どうなったかということをはかれる、そういう形の新たな調査体系をしていきたいと考えているところでございます。

それから、2点目の体験型学習については、これは本当にあくまでも学校ごとになってしまうところ、総合的な学習はあくまでも学校で内容を決めるものでございますので学校ごとになりますが、やはり直接見たりとか、それから、体験の語り部の方とか、そういう方々が非常に協力的で八王子はたくさんいらっしゃいますので、そういう方々に来ていただいたりとか、身近なところから行く。そして、3年生から中学校3年生まで、こちらも系統立ててやるものですので、各学年ごとに必要なところに調査をしに行ったり、そういう活動もやはり充実させていきたいと考えているところでございます。

木村指導課指導主事 G I G Aスクール導入時の研修についてですが、やはり感想の中で、こういう研修をもっとやってほしいということや、機器の操作が苦手な教員のための研修も欲しいということ。研修という要望ではないのですけれども、やはり初期にさまざまなことが起こるから、それに対してどうしたら良いか教えてほしいという要望は多く聞かれているように感じています。

操作に関して、今もう決まっていることとしては、年度末にもう一度同様の研修を行うというので準備をしております。ここでまた別の先生、苦手な先生等が参加をすることで、より安心して使えるようになるのではないかとということが1点ございます。

来年度に向けては、I C T支援員の増員と先ほどあったのですが、このI C T支援員が個別の研修を行える状態になると聞いております。とすると、学校からの要望に合わせて訪問型の研修というのも行えるようになるのではないかとということで、今それを検討している段階です。

やはり個別に困ったことを聞けるというのが、あるなということと、あと、先ほど申し上げたような情報の共有というのが非常に効果的だと思っていて、私たちも1回オンラインで話したい人いませんかという時間を取った時に、非常に盛り上がったということがあって、そうした場も活用しながら、困ったことをどこでも相談できる。教員同士で教え合えるということも、研修の1つとして考えていいのではないかと考えております。

笠原委員 本当に今年度は大変な中、大変頑張っていたいただいて、色々な取組がなされたということ、本当に良かったと思っております。その上で来年度の方向性について、2つ質問があります。

1つは、今までの内容的な議論とは少し違うと思うんですけども、GIGAスクール構想のところで、非常時の対応で、今回のコロナはまさにだったと思うんですけども、果たして非常時というのは、実はライフラインが止まるような非常時もあるわけなのですね。そういう場合の対応はどのように考えていらっしゃるのかということが1つ。

それから、もう1つは、今回、あまり細かくは言えないかもしれない、いじめ等々への対応で、実態把握はされていることとは思うのですが、今回、学力向上という意味では、不登校の子たちへのそういうアプローチについて、まず、評価が別途されているのか、それとも学年一緒にしているのか。

また、高尾山学園が大盛況でクラスが増えると伺っておりまして、色々な親御さんからも、少人数だと思っていたのになどという話を逆に聞いておりまして、そういう本当にサポートが必要な人たちが、ニーズのある人たちがたくさん出てきたので、その辺での評価、それから学力向上の対策を何か考えていらっしゃるか、教えていただければと思います。

木村指導主事 ありがとうございます。

GIGAスクールで、まず非常時というので想定しておりましたのが、感染症等で学校に来られない状況、または学校が臨時休業となる状況ということで、それに関しましては、オンラインを活用して対応するという体制がかなり整ってきていたと認識しております。

ただ、正直なところ、ライフラインが止まるということは、電気、電波も止まる

と。そうになってしまうと、正直なところ手も足も出ないようなことも考えられます。ですので、逆に言うと、GIGAスクールにおいても対面で大切なこと、人と人のつながりが大切なことということも大事にする。つまり、ICTだけ押していくのではなくて、何がその状況でも有効なのかというのは、しっかり見極めることが大切なのではないかと考えております。

ただ、本当にストップした時に、GIGAスクールの視点で何ができるかは、今後、また確認してまいりたいと思っております。

野村統括指導主事 2点目の不登校に関する支援のところでございます。

正直なところ、なかなか学校に足を運ばないお子さんに対して、今現在、学校ができることとしては、課題を届けたりとか、そのやり取りという形での取組は学校のほうも一人一人のお子さんに応じた対応を取っているところでございます。ここで1人1台の学習端末が配付されたことも踏まえ、これからは新たにオンラインを使った取組ができるようなお子さんがいれば、そういう形で、お子さんがあくまでも状態によりますが、そういうようなものを活用しながら、少しずつ学校のほうとの対応として、学力の状況の把握等も活用できるようにしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

安間教育長 それでは、もう御意見も大分お伺いしておりますので、一旦御質疑のほうから協議に移りたいと思います。

それでは、追加等で本件に関する御意見を伺えればと思います。

伊東委員 GIGAスクール構想と、それから郷土学習に関しましては、先ほど来の議論、質問をしたので特にないのですけれども、学力向上に関することに関しては、幾つか意見といたしますか、要望を言わせていただきますが、まず、学力向上というのは、この表題でいくと、来年度の教育課程の方向性という、全体の取組の話と、それから学力向上という非常に重要な施策。

そこで考えますと、やはりここで出ているのは国語、算数、数学といったところに特化した取組になっているのですけれども、できれば、全ての教科においても学力の向上という考え方を浸透していただきたいということがあります。

それから、やはり主体的、対話的で深い学びの視点からの授業改善ということをして

考えますと、その精神は、習得した知識、技能を活用して思考力、判断力、表現力を培うとそういうようなこと、そしてまた、深い学びについては、知識の概念化とかそういったことがあったり、学びに向かう力ということバランス良く育成していく、これを全体に学力向上という考え方を取るべきだと思うのです。

なので、こちらに書かれていることは全然良いと思うのです。もちろん学力調査をやってエビデンスを取って、それを学校に発信していくということは良いでしょう。それから、こういった目標を踏まえて学校の先生方が授業改善をされるということは、当然あると思うのですけれども、それだけでなく、やはり全ての教科に関して、教育課程の編成の方向性という大きな見出しですので、そのことが全ての先生方にメッセージとして伝えることができるような、そういう教育委員会からの発信というものを、私は、ぜひしていただきたいということで、要望をさせていただければと思っています。

実際、やっていただくのは先生方なのですね。だから、我々が幾ら何を言ったってあれですけれども、やはり教育委員会の責務として、この改変時期に、やはりその部分については触れるべきではないかな、そういうアピールをしていただきたいというふうに、切にお願いいたします。

安間教育長 他に御意見はありませんか。

令和3年度の教育課程の方向性という大きなテーマですから、何か御意見があればおっしゃってください。

よろしゅうございますか。

それでは、私のほうから。

今、伊東先生がおっしゃったように、令和3年度の教育課程の方向性というのは、やはりいかにも題が大きかった。

それから、もう1つ、非常に残念なのは、私は着任以来5年間ずっと学力調査というのは方策全体のエビデンスのためにやっているのではないと、言い続けていたけれども、やはり学力調査が前面に出るとそういう受け取られ方をするのだと。そこを事務局のほうで、もう一度説明の仕方なり考えていただきたい。

何で学力調査をするのかというと、一人ひとりの子どものつまづいているところを発見して、それをフォローするためにやるのです。市の取組のエビデンスではな

いのです。一人ひとりのカルテなのです。

要は、今まできれいな言葉で子どもたちの学びを深めるとか、そういった言葉で放っておかれていたのですよ、子どもたちは。

現実には、伊東先生もよく御存じだけれども、都立高校に行ったって、九九をもう一度勉強しなければいけない子を輩出している。つい先日行われた都立高校の学力検査問題で、漢字の書き取りは小学校の漢字が出ているが、正答できない子がいる。きれいな言葉で子どもたちの学びがどうこうって言いながら、その子たちを切り捨てているわけです。それだけはどうしても改善したい。それならできるだけだろうというのが、本市のずっとこれまでの取組だったわけで、もう一度それをしっかりと学校に伝わるようにしてください。

あれもやらなければいけない、こういう視点もあるだろう、それはその通り。でも、何を最低限達成しなければいけないのか、そこに重点を置いているからこういう示し方なのだと。教育課程全体のことを考えた場合は、やることは新学習指導要領すべてですよ。重点だけやっていけばいいわけじゃない。

一般的な学力は、もっと広義ですよ。テストではかれるものだけではないですよ。私、10年間色々な方から聞いてきましたけれども、では、学校教育で何を保障できていたのかということについては、大いに疑問です。

質を高めれば量も確保できるという考え方、分からないでもないですけども、やはり私は、事実として量は質を担保すると。やらなければ先がないことをやるという基本に戻って、もう一度この教育課程全般について、学校に対する指導をしてもらいたい。

教員の授業がどうなのか、授業力向上が先にあるのか。子どもたちに力をつけさせるということが先にあるのか。我々は後者だと言っているのです。あくまでも授業がどうかというのは、子どもに習得をしてもらおう。子どもに力をつけてもらうための手だてなのです。我々のあくまでも目標は、子どもたちが生きていくための基礎的な力をつけること、それ以外ありません。どんなに教員がいいと評価される授業をしたって、子どもたちの力はつきませんでしたというのでは、それは良い仕事とは言わないですから。

ぜひ、その原点に戻って、学力の施策に関しては全般的な見直しをしてもらいた

い。

今回、令和3年度の教育課程の方向性についてという非常に広い話でしたから、こういう視点もあるだろう、この部分がないだろうという議論になるわけです。次回以降に、我々が教育委員会として各学校の教育課程を受理するわけですから、教育課程編成の基本方針という、もっと広い大きなものをこの場で協議事項として出させていただいて、我々教育委員の中でその基本方針で行きましょうと、こう言えるようなそういう会議を1回設定していただきたい。これは事務局のほうで用意をしていただきたいと思います。

それともう1点、このGIGAスクール構想については、私は常々こう言っているのですが、子どもたち1人につき1台の端末があるというのは、私は、かつての教科書が無償化されて全ての子どもたちに無料で配られた時と同じぐらい大きな、日本の教育の大きな改革なのだと。着実に進めていただいたことに本当に感謝を申し上げたい。そういう観点から、指導担当部長の今後のGIGAスクールに関して決意をお伺いしたい。

齊藤指導担当部長 先ほど来、本市における学力の定義という大変重いテーマを含めながらの議論が深まったと思っております。

先ほど、思考力・判断力・表現力等の話もありましたけれども、実は、このGIGAスクールを推進する中でこの部分というのは補填されるものと私は考えております。

この1月来、パイロット校ということで、3校ほど先進的にもう進めている学校がありますが、児童・生徒の様子を見に行きましたけれども、子どもたちが、いわゆるホワイトボードに当たるソフトの中で付箋を出し合って、そして考えを深め合っているという、オンラインの中でそういった考えを深める取組というのが行われ、これは先ほど伊東委員からもお話があった、授業改善の1つの方向性というのが私は見えたように感じております。

そういう意味では、学力向上にこのGIGAスクールというものを、単にドリル的な学習だけではなくて子どものために進化するというものにつなげていきたいと考えておりますので、教育委員会としてもそういった方向性というのをしっかりと学校に示してまいりたいと考えております。

安間教育長 よろしゅうございますか。

それでは、本日の協議を踏まえまして事務を進めていただければと思います。

安間教育長 それでは、続きまして、「市立小・中・義務教育学校におけるいじめの認知及びその後の対応について」を議題に供します。

本件について、指導課から説明願います。

上野統括指導主事 令和2年11月25日に行われました教育委員会第14回定例会並びに12月23日に行われました教育委員会第15回定例会において、市立小学校児童に係る事故への対応について御報告させていただきました。その際、教育委員の皆様方から、学校の対応、教育委員会事務局の対応について、多くの御指摘をいただいております。

本日は、御指摘いただいた内容を基に、八王子市立小学校・中学校・義務教育学校におけるいじめの認知及び認知後の対応について、事務局として対応策を作成いたしましたので、御協議をお願いいたします。

詳細につきましては、担当の狩野指導主事より説明させていただきます。

狩野指導課指導主事 それでは、協議事項資料を御覧ください。

いじめの未然防止、早期発見、早期対応を行うためには、各学校が校長のリーダーシップのもと、迅速かつ組織的に対応していくことが不可欠です。特に、学校がいじめと疑われる事案を把握した際には、事案を把握した教職員等だけの判断ではなく、直ちに学校いじめ対策委員会を開催し、いじめの認知をしなければなりません。その後、いじめ対策委員会で児童・生徒の状況把握、いじめ解消に向けた対応策の検討、児童・生徒並びに保護者への対応方針等を検討し、児童・生徒、保護者に寄り添ったきめ細やかな対応を行う必要があります。

これまでに本市の市立学校で発生したいじめでは、只今説明させていただきましたように、学校いじめ対策委員会の実施、早期対応を行っている学校もございますが、これまでの定例会において御報告させていただきました市立小学校の事案のように、いじめ問題に対して適切な対応ができていなかった状況も散見できます。

今回、八王子市教育委員会として、いじめの認知、認知後の対応及びいじめの解消」について、市立小・中学校、義務教育学校全校において同一に行えるよう、い

じめを認知してから教育委員会に報告するまでの状況、また校長がいじめの解消を認めたことを示した学校いじめ対策委員会によるいじめの認知及び解消報告書を作成いたしました。

別紙 1 を御覧ください。この学校いじめ対策委員会によるいじめの認知報告書は、各学校が子ども見守りシートによる保護者からの訴えや、いじめアンケート等による児童・生徒等からの訴えがあった場合に、学校いじめ対策委員会を早急に開催し、いじめ防止対策推進法第 2 3 条第 3 項の規定に基づき、いじめの解消に向けた措置を講じることの報告を求めるものです。

学校が記載する内容は、学校いじめ対策委員会においていじめを認知した日、事案の概略、子ども見守りシートの提出日等とし、校長が公印を押した上で教育委員会に提出します。

子ども見守りシートにつきましては、学校だけではなく各家庭においても、日頃の子もたちの様子をしっかりと確認していただき、子どもたちのささいな変化からいじめの芽を把握してもらうことも重要であることから、子ども見守りシートの複写の提出も義務づけております。

別紙 2、学校いじめ対策委員会によるいじめの解消報告書を御覧ください。

いじめの解消は、いじめ対策委員会を開催の上、児童・生徒の状況等を総合的に検討した上で校長が判断します。いじめが解消したと判断した時には、本人や保護者に丁寧に説明したり、状況を聞きとったりし、同意が得られた日も記載し、公印を押し、教育委員会に提出していただきます。

別紙 3 を御覧ください。

別紙 3 は、いじめの対応記録の参考書式となっております。学校はここに対応について記録をしていきます。対応した記録を入力することで、そのデータが自動的に別紙 1 と別紙 2 に入力されるシステムとなっております。

いじめの認知報告書の提出についてでございますが、いじめは、いじめられた児童・生徒の立場に立って対応することが必要ですが、全ての事案について厳しい指導が必要であるとは限りません。そこで、本日お示しした認知報告書及び解消報告書の提出については、被害を受けた児童・生徒の回りにいる大人が連携しなければ解決することができない対応困難ないじめの事案について、校長が公印を押して教

育委員会に提出することとします。

協議事項資料にお戻りください。

今後の予定についてでございますが、本日御協議いただいた内容をもとにお示ししている資料を集計し、令和3年2月18日開催の小・中校長連絡会及びその後の校長会、副校長会を通して丁寧に説明し、確実な理解を図っていただけるようにしてまいります。

小・中校長連絡会での説明内容につきましては、この後、上野統括指導主事より説明させていただきます。

私からの説明は以上でございます。

上野統括指導主事 私からは、2月18日に実施をいたします小・中校長連絡会においてお話をする内容について、前の画面を使って少しお時間をいただきながらお話をさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

間もなくいじめ防止対策推進法が施行されて7年半、八王子市のいじめを許さないまち八王子条例が施行されて約4年となります。その間に各学校におきましては、いじめの認識を大きく変え、いじめに対する感度も高まってまいりました。1つ1つのいじめの疑いに対して丁寧な対応をいただいた結果、本市では、いじめの認知件数が年々増加をしております。

その一方で、いじめやトラブルの対応について、法や条例、基本方針等に基づいて対応がなされず、対応困難に陥るケースも数多く確認できております。その辺りを含めて今日、指導主事のほうから認知報告書と解消報告書のお話をさせていただきました。

まず、本市の市立小・中学校、義務教育学校におけるいじめの対応の現状と課題についてお話をさせていただきます。

まず、現状についてですが、近年、多く確認できるケースとしまして、いじめやトラブルについて学校から指導課に相談や報告の時点、保護者の方々から指導課に御連絡いただく時点で、対応困難なケースが非常に多くなっております。それは、保護者の皆様がいじめ防止対策推進法、東京都や八王子市の条例、また国や東京都や八王子市の基本方針等を熟知し、法的根拠を示した上でいじめの対応を申し出てくるが増加しております。

この2点に対する課題といたしまして、1点目といたしまして、一人ひとりの教職員が、これまでの経験則に基づく対応ではなく、いじめに関する法律や条例、基本方針等にのっとり対応ができていない。

2点目は、1点目の対応を行うために、法律や条例、基本方針等の理解が不十分であること。

3点目としまして、いじめの疑いやいじめの訴えに対して、担任等から管理職への報告、連絡、相談が徹底されておらず、組織的な対応がなされていない。

4点目は、初期の段階でいじめの相談を受けた教職員が深刻に受け止めず、時間が経過してから管理職が把握をした時点では対応困難になっているということが浮かび上がってまいりました。

これら4点の課題を踏まえ、いじめの対応については、いじめの疑いを把握してから解決するまで、被害児童・生徒、保護者に寄り添ったきめ細やかな対応を、法にのっとり形で組織的に行っていかなければなりません。

そこで、先ほど指導主事から申しあげましたように、学校が把握したいじめをいじめ防止対策推進法に基づいた対応を確実に行うために、八王子市立学校全校が法に基づいた対応を行えるよう、事務局において、いじめの認知報告書及びいじめの解消報告書を作成いたしました。

では、こちらの報告書の説明の前に、いじめの疑いを把握した後の対応について少し補足の説明をさせていただきます。

左側は、平成29年10月に策定されました八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針になります。こちらの基本方針には、いじめの防止等に関する基本的な方向性、また、いじめの防止及び解消に向けた取組に関する事項、こちらは教育委員会の取組、学校の取組、保護者・地域の取組などが書かれております。各学校におかれましては、この基本方針に基づいたいじめの対応をしなければならないことがこの基本方針に明記されております。各学校では、この基本方針にのっとり確実に理解した対応をしていく必要があると考えております。

では、次は、いじめの定義について少し御紹介いたします。

いじめの定義は、過去から現在にかけて何度か変遷をしてきておりますが、画面の一番下段でございます平成25年からというところにありますこちらが、いじめ

防止対策推進法が施行された際のいじめの定義となっております。

では、このいじめの定義を大きく少し拡大をしてみたいと思います。

右上のページは、八王子市教育委員会の基本方針のページを転記してあります。まず、いじめの定義につきましては、法の第2条に書かれております。読み上げますと、「当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」となります。

キーワードを挙げますと、一定の関係性、2点目が心理的または物理的な影響を与える行為、3点目が心身に苦痛を感じていること、この3点が満たされた場合はいじめとなるとされております。

こちらの定義について、確実に各学校の教職員一人ひとりが理解をした上でいじめの対応を行うことが求められております。

続いて、法の第22条になります。いじめの対応につきましては、教職員個々が行うのではなく、組織で行うことがこちらのほうには明記されております。特に確認いただきたいのが、下段の赤字の部分になります。事実関係の把握、いじめがあるか否かの判断は、組織で行うことが必要であるということ。また、教職員はささいな状況や懸念、児童・生徒からの訴えを抱え込まずに、対応不要であると個人では判断せず、直ちに全て当該組織に報告、相談すると法で書かれております。こちらは個人ではなく、法に基づいて学校いじめ対策委員会でいじめ対応を行わなければならないと明記されているものとなっております。

では、続いて、いじめの対応、いじめの組織についてです。こちらは法の第23条に書かれております。

法は第1項から第6項までございますが、画面は第3項までとなっております。特に第2項、第3項に関わる部分につきましては、本市の基本方針の中で細かく書かれておりますので、次のスライドで御紹介をしたいと思います。

まず、青字の、いじめの定義の正しい理解に基づいた確実な認知であります。こちらには3点書かせていただきました。

いじめの定義と重大事態の定義に対して教職員が確実に理解をしているかどうか、

こちらが大切になります。

2点目は、いじめやいじめの疑いがある状況に気づいた教職員が、いじめかどうかの判断を自分個人で行うのではなく、必ず学校いじめ対策委員会へ報告し、学校いじめ対策委員会で判断をする。

3点目は、一人ひとりの児童・生徒の状況を確認し、苦痛を感じているのではないかというきめ細やかな視点から判断をし、いじめの認知を行うとされております。

続いて、黄色の囲みになります。全教職員による児童・生徒の状況把握になります。こちらも3点書かれております。

1点目は、一人ひとりの教職員が気がついたことを学校いじめ対策委員会につなげる仕組みを構築する。

2点目としまして、各学校でいじめに関わる報告、連絡の具体的な手順や方向を定め、全教職員への理解を徹底する。

3点目といたしまして、学校いじめ対策委員会で確認された児童・生徒の気になる様子については、いじめの有無を問わず教育委員会に情報共有をして対応するとなっております。

最後、学校いじめ対策委員会を核とした組織的な対応になります。こちらは2点ございます。

1点目は、教職員からの報告を受けて学校いじめ対策委員会で認知したいじめについては、具体的なあり方について対策委員会で協議をして、方針については校長が決定するとなっております。

2点目は、役割分担に応じて行った対応については、確実に学校いじめ対策委員会に報告をして助言を受けるととなっております。

では、具体的に、いじめの疑いの発見から解消までの流れです。

いじめの発見をして解消までの流れの間には、基本的には、認知、いじめの対応、いじめの解消となっております。しかしながら、この間には法に基づいて対応しなければならないことが何点かございます。

右側のほうに随時出してまいります。まず、いじめの疑いを発見した後、認知までの間には、必ず学校いじめ対策委員会の開始が求められております。同様に、いじめの認知からいじめの対応までの間には、対応策の協議や決定、また対応策を

被害児童・生徒本人や保護者へ丁寧に説明をすることが求められております。そして、いじめの対応から解消までの間には、経過観察を確認する、学校いじめ対策委員会の開催、また、本人、保護者へのいじめ解消の確認をしなければならないと、法で求められております。

こちらの流れを先ほどの報告書としてお出しいただく形を取るということで、もう少し細かく御説明をさせていただきます。

まず、いじめの疑いの発見についてになります。こちらについては学級担任等が日常的に児童・生徒への関わりを丁寧に行う中で、いじめの兆候を把握すること。また、画面にもございますが、アンケートや子ども見守りシートからの発覚を確認することでいじめやいじめの疑いを発見することができます。

その後、学校いじめ対策委員会を開催し、いじめやいじめの疑いのある状況に気がついた教職員が自分で判断するのではなく、組織に報告するということが求められます。ここは確実に行わなければなりません。そして、いじめの重要認知につきましては、学校いじめ対策委員会組織で行うということが法で決められております。

その後、いじめへの対応についてです。

画面にはグレーの矢印が出てまいりました。認知したいじめにつきましては、先ほどお見せいたしました、いじめ防止対策推進法第23条に基づいて対応を行ってまいりますが、いじめ防止対策推進法ではいじめの定義を広く取っていることから、定義に該当するケースでも、その全てにおいていじめとして指導することが適切と言うことはできず、画面のグレーの矢印のように、いじめと認知しつつも、いじめという言葉を使わず指導するなど柔軟な対応を行うこともできると国の基本方針には明記されております。

しかしながら、いじめについては対応するということがありますので、こちらは右の青色の矢印を御覧ください。いじめ防止対策推進法第23条に基づく対応では、学校いじめ対策委員会が認知したいじめに対して具体的な対応のあり方、こちらを対策委員会で協議し、こちらは校長が決定をします。決定をしたら、対策委員会として対応策を本人、保護者へ説明いたします。

後ほど詳しく御説明いたしますが、このいじめ防止対策推進法第23条に基づく対応を行う場合は、被害児童・生徒また保護者に説明後に、先ほどの認知報告書を

教育委員会事務局へ提出していただくことになります。

続いて、対応から解消までの流れです。こちらは解消報告書の提出の流れを表したものになります。

いじめへの対応ですが、役割分担に応じた対応については、確実に学校いじめ対策委員会に報告をして、そこから助言を受けるなど組織的な対応を受けるということが明記されております。対応経過については、しっかり記録をすること。また、その後、経過観察ですね、最低でも3か月、いじめの解消の定義は3か月となっておりますので、こちら、3か月は少なくとも行います。

その後、児童・生徒の保護者に寄り添ったきめ細やかな対応を行った後、いじめが解消されたかどうかの判断は、教職員個人が行うのではなく、学校いじめ対策委員会が児童・生徒の状況を総合的に判断した上で、校長が解消したかどうかを判断することとなっております。

先ほど若干申し上げましたが、いじめの解消の定義は画面の2点になります。

1点目は、被害児童・生徒に対するいじめ行為が止んでいる状態が少なくとも3か月は継続していること。2点目は、被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと、この2点の条件が満たされることが必要となります。

なお、いじめが解消されたと判断された場合でも、いじめが再発する可能性を考えて、組織的な対応を継続することは言うまでもありません。

この後のスライドでもお話をしますが、法の23条に基づく対応を行い、いじめが解消されたと判断された場合は、いじめの解消報告書を提出いただきます。

先ほどお見せした画面と同じになりますが、こちらが先ほど指導主事から説明がありました別紙1、認知報告書、別紙2、解消報告書になります。こちらにつきましては、学校の働き方改革の1点としまして、入力用のシートを作っております。このシートに入力することで、先ほどの別紙1、認知報告書、別紙2の解消報告書に自動的に情報が入力されるようになっております。

こちらの入力ですが、まず、1点目としまして、学校いじめ対策委員会がいじめを認知した日、保護者が子ども見守りシートを提出した日、これが2点目です。3点目が、いじめ認知報告書を教育委員会に提出した日を入力いたします。その後、4点目としまして、事案の概要、関わった児童・生徒名を入力し、5点目としまし

て、学校いじめ対策委員会で検討した今後の対応策を入力します。その後、6点目といたしまして、今後の対応策を被害児童・生徒本人と保護者に説明をした日を入力し、最後、7点目といたしまして、被害児童・生徒及び保護者の意向を入力いたします。

その後、対応を行った後、いじめが解消したと認められた場合は解消報告書を作成いただきます。こちらは1点目としまして、学校いじめ対策委員会としていじめが解消されたと判断した理由、判断した日を入力いたします。

2点目といたしまして、経過観察などいじめ解消の判断をするために被害児童・生徒本人と保護者に説明を行い、解消することへの同意を確認することを入力します。また、今後の再発防止のために子ども見守りシートを確実に配付をいたします。

ただ、解消を焦るということは芳しくございませんので、学校と被害児童・生徒、保護者の見方に相違がある場合は、解消は焦らずに指導及び経過観察を丁寧に継続して行っていただきます。

なお、報告書の提出につきましては、先ほど指導主事からございましたが、保護者への、まず、認知報告書につきましては認知をし、対応策を説明した後、校長が公印について原本を指導課へ送付していただきます。また、同時に、家庭から提出をされた子ども見守りシートの複写を添付して指導課へ提出をしていただきます。

その後、いじめが解消されたと判断された場合は、こちらの解消報告書、こちらに公印を押していただき、その原本を指導課へ提出をいただきます。

最後に、今後の予定についてであります。3点ございます。

1点目は、いじめ対応に向けた研修の実施です。

令和2年度、今年度の年度末に全教職員を対象としたeラーニング研修、本日お話しした内容と同等のものを行いたいと思います。

2点目といたしまして、来年度年度当初に新転任の教職員を対象としたeラーニング研修を実施いたします。内容につきましては、画面のとおりとさせていただきます。

2点目としまして、子ども見守りシートのさらなる活用です。

1点目は、前回の教育委員会定例会でもお話をいたしました。令和3年度の市立小・中学校、義務教育学校の入学式において、新入生保護者に子ども見守りシ-

トの配付を行っていただきます。

2点目といたしまして、新年度の保護者会において子ども見守りシートを全学年保護者へ配付をいただきます。

最後、3点目になります。学校いじめ防止基本方針の周知についてです。こちらは2点につきましては、本市の基本方針に書かれた内容と一致をしております。

1点目、策定いたしました学校いじめ防止基本方針につきましては、学校ホームページの掲載、その他の方法で保護者や地域住民が内容を確認できるようにしていただきます。

2点目といたしまして、学校いじめ防止基本方針の内容を、必ず各年度の開始時に児童・生徒、保護者へ説明をしていただきます。

最後に、協議事項資料がございますが、この内容につきまして、2月18日（木）開催の小・中校長連絡会において説明をし、その後、校長会において説明をしていくという形を取らせていただきたいと思います。

私からは以上であります。

安間教育長 只今、指導課からの説明は終わりました。

本件についての御質疑ございませんか。

伊東委員 大変重要な御提案だと思ひまして、本当に意義のある御提案だったと思うのですが、その中で、やはり学校ごとの学校いじめ対策委員会がどのように実施されるかということについて、現状で、学校いじめ対策委員会というのは、どのようなでしょう。どの程度実施されているのか。あるいはまた、どういう時間帯に、この学校いじめ対策委員会が開催されているのかをお伺いしたいと思います。

狩野指導課指導主事 現在、行われているいじめ対策委員会なのですが、各月、生活指導協議会等を含めてなのですけれども、その時間に行われているという報告を受けている学校がかなりあります。ただ、いじめを認知した場合、臨時に開催をし、認知を行わなければならないので、その時には、放課後、委員会等がある時に含めて時間をつくって先生方が集まって、臨時のいじめ対策委員会を開いている学校がたくさんあります。

伊東委員 ありがとうございます。

放課後時間をつくってやっているのですよね。学校いじめ対策委員会って、やは

り、学校では絶対やっていただきたいということなのですが、そのタイミングは学校いじめ対策委員会が学校できちんと開催される時間をどう確保していくのか、この辺りがとっても大事なのですが、今の枠組みだと、やはりなかなか勤務時間内ではめ込むというのがなかなか難しい場合も、本来だったら勤務時間内などでやっていただけるのがベストなのでしょうけれども、万が一勤務時間の枠から外れた場合に、これを、例えば、令和3年度から変形労働時間制、給特法が改正されて変形労働時間制が施行されるかどうか分かりませんが、東京都の場合、分からないですけれども、そういった場合、例えば、時間外勤務とかそういうのを振替ができるのかどうか、その辺りはどうなのでしょう。

溝部教職員課長 変形労働時間制については情報を集めているところですが、恐らく、繁忙期が設定されていたりとか、かなり制約があるのではないかと考えているところがございます。

伊東委員 現在、学校の教職員は都道府県の勤務時間条例に従うわけなのですが、東京都の勤務時間条例でも、休日に関していうと、4時間単位でいえば、前2か月、後4か月に振替が可能という、そういう1年単位の変形労働時間制が可能な状況に、東京都の場合はなっているのですが、やはり時間単位でそれができるかどうかというのは検討していかなければいけないと思うのですが、要は、学校の先生方がこういったいじめ対策委員会をしっかりとやっていただく時間というのは、やはりどうやって確保していくかということをおみんなで考えていく必要があるかなというふうには思います。

趣旨については、大賛成なのです。

上野統括指導主事 少し私のほうから補足の説明をさせていただきます。

先ほどの協議事項とも少し重なるのですが、現在、教育課程の届出等を行っております。各学校におきまして、やはりこの状況下で子どもと向き合っていただく時間というのを多く確保していただきたいと私たちは考えております。

そこで各学校につきましては、行事の精選ですとか、教育活動をもう一度確認をしていただいております。特に、このコロナ禍の状況で今年、大きく各学校の取組が変わっております。それを踏まえて、これをやらなければいけない、これは削減することができるということをもう一度考えていただいております。その中で生み

出された時間というものを、まず、子どもと向き合う時間としていただく。

また、先ほど時間外ということもありました。できる限り枠内の中で対策委員会を行っていただきたいということをお話いただき、多くの学校で教育課程の中に明記していただいている状況もありますので、こちらとしても、各学校の取組をサポートできるような色々な事例が出てくるかと思いますので、そちらをまた共有できるような形を取り、先ほど申し上げたとおり、先生方が子どもたちと向き合って、子どもたちの状況を丁寧に把握できるような時間を取れるようにサポートしていきたいと考えております。

以上になります。

安間教育長 他に御質疑ございませんか。

川島委員 色々ありがとうございます。

御説明いただいたこれが本当にうまく機能すれば、すごく救われるお子さんも増えるのではと期待をします。

ただ、ここで大切なのは、ここにもありましたけれども、初期対応の徹底というところが一番大切だと私は思うのです。そうなった時に、初期対応をするにあたって、例えば、学校いじめ対策委員会を開催する、そういう情報をキャッチしてから、その対策委員会が開催されるまでの時間軸ですとか、開催してから今度それをいじめだと認知するここまでの期間ですとか、これがあまりにも時間があると、なかなか対応というのはできないかと思うのですよね。その辺、例えば、抽象的な話で、速やかにだとかそういう言葉ではなくて、教育委員会として目安として、例えば、1週間以内だとか、10日以内には何かしてくださいというのは、メッセージとしては何か今、発信している状態でしょうか。

狩野指導課指導主事 ありがとうございます。

現在、教育委員会から何日以内に対策委員会を開いてくださいという学校には伝えてはいないのですけれども、いじめと疑いがあった場合には、臨時でもいじめ対策委員会を開催するというをお伝えさせていただいているところでございます。

上野統括指導主事 補足をさせていただきます。

先ほど前の画面の説明の時にも少しお話をさせていただきましたが、対応困難となっているケースで、最初に把握をしてから管理職への報告が遅くなっている場合

というのがございます。やはり子どもへ上がってくるのはそういうケースが多い場合がありますので、その際には、本日中に確実に対策委員会を開いて、この事案について今後の対応策を検討していただきたいということは申し出ることは多くございます。

以上になります。

川島委員　　今までお聞きしている中で、なかなか対応が難しくなっているのは、もちろんこの部分がうまくいっていない事例ばかりだと思うので、ぜひそういうのを、個々の先生が検知してからすぐに上司の方に、報告していただいて、先生方が忙しいのは分かるのですけれども、そこは忙しい、忙しくないの話ではない一番大事なところなので、ぜひ汗をかいていただきたいと思っております。

ある程度の目安というか、本当に急いでやらなければいけないところだと思いますので、速やかにそこは確認をしたいと思えます。

笠原委員　　質問が1つあるのですけれども、その前の議論、私も本当に少し参考になればと思ってお伝えしたいことがあります。

例えば、教員の中では、こういうことが急に起こった時、例えば、虐待対策委員会などというのがあるのですね。子どもの虐待が見つかった瞬間というのは、瞬時に何かしなければいけないということがほとんどで、委員会を開くと言っても、そんなみんなが集まっている悠長な時間は全然ないのです。では、どうするかっていうと、委員のうち2人でいいから集まれとあって、2人集まったら委員会開催になって、それはもう本当に廊下でもいいですし、廊下でやるわけにはいかないですけれども、それなりの部屋に集まってぱっとやって、そこでこれはやはり虐待だよなって決めたら、そこから委員会が認知したというようにスタートします。そのぐらいのスピード感を持つ感覚でいけば、学校の先生方は重大な会議をたくさん開くのは本当に大変なことなので、委員の先生方も、例えば、学校の先生6人が委員だとしたら、その6人のうち2人か3人が集まったらもう委員会だということで、そこで決定する。つまり、それが1人の人が負わないという形が取れますので、そういうやり方をお勧めしたいと思えます。

そして、その後、臨時の委員会を少し開きましょうと。猶予を持って3日以内に会議が開かれるとかそういうこともあるでしょうし、さらにもっと言うと、定期的

な委員会をそんなに毎月と言わずに、2月に1回とかでいいので、定期的に委員会を開くことで、そこで今何人ぐらいこの案件が上がっていて、うちの学校ではこれが走っていますよというような認識ができるというようなことと、並行していうことで、委員会という存在が少し個人を支えるという形ができますので、ぜひそういう、実際にそれは先生方のブレインストーミングになっていきますので、そういうやり方をお勧めしたいと思いました。それが1つ。

それから、私が今日、ここで今伺いたいのは、いじめ解消の定義なのですけれども、これは決まって何か定義されているのですか。

狩野指導課指導主事　こちらの定義につきましては、八王子市の教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針にも載っていますが、定義されております。

笠原委員　ありがとうございます。私が知識不足で失礼いたしました。

この　は非常に難しいということが現実だと思います。被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと、例えば、加害をした相手が転校までして、苦痛が残るということは、幾らでもあるのですね。例えば、同じ名字の名前の子が呼ばれただけでもびくっとしちゃうとか、つまり、そういうことを言っていたらこれは非常に解消しないということになっていってしまうので、そこら辺をちゃんとある程度現場の先生方には、もう少し具体的に、そのこと自体が苦痛を起こしていないと定義しないと、その子どものPTSDまで追っていたら本当に大変だろうと思いますし、当然ですけれども、卒業までには解消しないと思います。そういうことです。

それから、卒業後については何かお考えはありますか。卒業までに解消しなかった場合のお考えはありますか。

上野統括指導主事　例えば、市立小学校から中学校へ上がる場合は、もちろん申し送り等を行って丁寧な指導を継続していくということはございます。ただ、中学校からその後、卒業した部分に関しましては、なかなか市立学校というところで難しいことはございますが、やはり進学先ですとか、関わっている医療機関、例えば、本市の総合教育相談等であれば18歳まで対応しているということもございますので、全てが全てできるとは限りませんが、可能な限り関わっていた部分についてはサポートできるところはしてけると考えております。

笠原委員　本当にそのとおりだと思います。解消を何か大きな目的にしてしまうと、

どんだんがんじがらめになってしまうので、もちろん解消したほうが良いですけども、それを最終目標とせずに、これが解消しなかったという事実が残っても、私は、それは先生方の恥でも何でもなくて、事実を追いかけたということのほうが子どものためになりますので、それをむしろ現場の先生方にお伝えいただければなと思っています。

安間教育長 他に御質疑ございませんか。

それでは、御意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。

伊東委員 いじめ防止対策推進法が施行されてから、学校の責務とか、設置者の責務とか、一応字面では出ているのですけれども、実は、それがどういうものにすればその責務が遂行されていくのかというようなことが実は明記されていないし、それから、実際にそれほど事例もそんなには明確なものはないのですけれども、都教委が一昨年かな、作ったいじめの総合対策の第2次を見ますと、この本市が進めている取組と同じようなことがその取組の中に入っております。そういったものを可視化して、実際に学校の先生方も分かりやすい形で出されたものが本市の取組だと思うのです。やはり組織的ないじめ対策というものをやっていく場合に、これは非常に重要な形だと思っております。

また、こういったもので一人ひとりの先生方へのバックアップであるとか、そういう意味で非常に重要な取組で、それぞれの学校いじめ対策委員会というのは、今までも、これまでも、本来開催されているものですから、その上にこういった手続的なものが入ったということになるかと思いますが、いずれにいたしましても、学校の先生方、本当に大変お忙しい中でこういったものをどうやって実現可能なものにしていくかということで、色々「またみんなで考えていく。当然やっていくわけなのですが、ぜひそういった意味で、色々やっていくうちにそれは問題が出てきたら、すぐそれをまた修正していくとか、そういったことをやりながら良い形で継続的に実施されるということをお願いしたいと思います。

安間教育長 他に御意見等ございますか。

よろしゅうございますか。

それでは、今日、また重要な御指摘をいただきました。この組織的な対応というのは、もう伊東委員がずっとおっしゃっていたことで、やっと形になったわけです。

から、これをしっかりと進めていっていきことが大事なのでしょうけれども、まず前提として、いじめを認知する際の子ども見守りシートの位置づけですけれども、さっきの話を聞いていると、起こった後の訴えるためのツールになっているような気がするのです。

子ども見守りシートは、そもそもはもっとその前の段階、子どものアンケートがありますよね。その時と同じような扱い。要するに、子どもが紙のアンケートで、「いじめられていないです大丈夫です」と書いたとしても、親御さんが見て、様子が変わった、と思った場合にこれを提出することは、同等の価値があるのだと。子どもが直接訴えるのと同等の重みがあるのだと、その周知はぜひしてもらいたい。

もう一つ、いじめの認知について重要な議論がありました。定義が、心理的、物理的な影響を与える行為等と言っているのですから、やはり解消はこの行為がなくなるかが焦点です。心理的ということ強調すると、さっき笠原先生がおっしゃられたとおりになってしまうわけで、いずれにせよ、その行為をすぐにでもやめさせなければならないような状況が学校の中で起こった時に、委員会を開いている場合ではないですよね。そこをしっかりと学校に伝えてください。

今言ったように、心理的、物理的な影響を与える行為を目の前でやっている時に、では委員会を招集しましょうと、さっき笠原先生が言ったみたいに、もうそんなときは話し合いじゃなく1人で、目の前で止めれば良い。その行為をやめさせると。そのことは学校に確認してもらいたい。また、上野統括指導主事がさらっと説明しただけだったのだけれども、子どもの側に立つからいじめだと広い定義で認定する。するけれども、指導の内容が、今私が言ったように、強制力を働かせてでもその行為をやめさせるような強い指導になるのか否かということとは別問題なのです。そこはしっかりと学校に確認してもらいたい。

一般的に、喧嘩と言われるようにA君とB君が殴り合った、ちょっかいを出し合ってそれがエスカレートして殴り合った。だけど、結果的に負けちゃったB君のほうに僕は一定の人間関係があって、心理的、物理的な行為を受けて、それで今、心身ともに非常に傷ついているのですと言ったら、それは、いじめだと言ってあげましょうと。ただし、それを指導する時に、私も恐らく、大人が強制力を発揮してでも止めさせるようないじめとしての対応をするのか否かというのは、ちょっと別な

話です。恐らく、そこをしっかりと協議してもらいたい。見た目で見えるようなものについては、その場で指導するのは当たり前です。

一定の人間関係で、身体的な行為があって、心身の苦痛がある、それだっていじめだよと。それもいじめとして指導しましょう。しかし、どのような指導が適切かは学校の先生は分かるのではないですか、どうしたらいいか迷う。そういう時に、この委員会というのは、ものすごく機能してもらいたい。今回のこれで期待をしています。

最初は十分機能しないかもしれない。だけど、校長先生がその力を十分に発揮して、いじめとしてカウントをする、認知をする。したけれども、括弧がついているいじめとして、学校としての強制力を働かせてまで止めなければいけないような対応をするか否かについては、じっくりと検討をします。もしくは何ができるのかを考えますと、そんな議論ができるといいと思いました。

最後に、伊東先生から非常に重要な御指摘があって、やはり我々は、こういう対応を考えると、むきになって、こうやったほうが良い、こうやったほうが良かったと言いたくなる。確かに理屈はこの報告書のとおりなのだけど、果たして本当にそれをやる時間を与えているのかどうかという点は、最初の伊東先生の御指摘にはおとしました。

だとすると、もうここから先は、我々教育委員会のメンバーが思い切って何かの仕事をばさっと削ってあげるしかないのかと思います。まだ、具体的に何をとは決められませんけれども、私自身は宿題として、また教育委員会の皆様に御相談したい。これはもうどこかでばさっと教員の何かの余分の仕事を、みんな重要な仕事なのだから余分ななどと言ってはいけませんが、どこからかばさっと取らなければいけないと考えた次第です。

今、具体的にはアイデアが浮かんでいるわけではないですから、これから教育委員会としても考えますけれども、ぜひ事務局の皆様方も考えましょう。これは学校に任せておこう、先生に任せておこうという発想は、少なくとも八王子市教育委員会の事務局はやめましょう。我々でできることだったら、我々がする。その姿勢だけは持って、この体制が本当にうまくいくように我々自身も汗を流したらいいのかな、などということを感じた次第です。

よろしゅうございますか。

それでは、以上で公開での審議は終わりますけれども、委員の皆様、何かございますか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　それでは、ここで暫時休憩にいたしたいと思います。

再開は55分よろしゅうございますか。

【午後6時51分休憩】